

「表紙共 14枚」

令和5年4月

# 定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和5年5月8日（月曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 係総括 今田秀樹 主査 小野芳也 主任 中村 仁 主任 太郎良悠希

## 4 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地の公売にかかる買受適格証明（農地法第3条）発行の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第7号 5月調査委員の選任について

6 報告

第1号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について

7 その他

(1) 大分県関係国会議員との意見交換会における要請事項報告（案）について

(2) 5月現地調査

日 時 5月25日（木） 午前9時～

※ 調査委員のみ

(3) 5月調査委員会

日 時 5月30日(火) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 5月定例総会

日 時 6月8日(木) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

5月22日(月) 常設審議委員会(大分市) ※会長

5月30日(火) 全国農業委員会会長会(東京都)

※ 会長・事務局長

(6) その他

・「4月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「4月 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

事務局長  
(武内義則)

ただいまより、定例総会を開会いたします。  
総会の成立でございますけれども、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定数を満たしておりますので、本日の会議は成立することを御報告いたします。  
また、会議に入ります前にお断りさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名した後に、発言されるようお願いいたします。  
携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。  
それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。  
会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長  
(石井照久)

改めまして、こんにちは。  
昨日、一昨日の大雨で災害が出たところは、あんまり聞いておりませんが、農作業をされているところは、もう取りかかったのじゃなかろうかと思っております。  
またですね。4月18日、中原農場の視察に行きました。近代的な機械を入れておりまして、イチゴとトマトとですね。あと水稻ですね。大型の機械があったりしておりました。  
それに参加された方は20名でございましたので、報告書を提出されていない方は、報告書の提出をお願いしたいと思います。  
それでは、着座いたしまして議事進行してまいりたいと思います。  
それでは、会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。

(はいの声)

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 今回の議事録署名委員は、5番の左原三枝子委員、15番の美野英俊委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、議案訂正がございましたら、事務局、お願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。本日の議案ですけれども1箇所訂正がございますので、皆様訂正をお願いします。 41ページをお開きください。41ページの上段の163番の貸し手の〇様のところが、名前を間違えておりまして、〇様、〇で、〇様の間違いでございましたので、訂正をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、7番 森克男委員、14番 中島浩司委員、18番 財津政美委員の3名の方でございました。 調査委員長は、18番の財津政美委員でございます。財津委員、お願いいたします。 それでは、財津委員、一言お願いしたいと思います。</p>
<p>調査委員 (財津政美)</p>	<p>今月の調査委員の財津です。4月20日に、森委員、中島委員、事務局と現地を見てまいりました。よろしく お願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、第1号議案、農地法第3条の規定により、許可申請の件11件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい、議案1ページ、議案第1号、農地法第3条についてです。 今月は11件申請がありました。</p>

番号13、大字有田〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が830㎡です。譲渡人は日田市有田町の〇さんで、譲受人は日田市有田町の〇さんです。体調不良のため譲渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。場所は須ノ原の入口のところになろうかと思えます。近くには、有限会社うすきさんがございまして、その南側、赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。

続いて、14番です。大字小山〇と〇で、地目は台帳・現況ともに全て畑、面積が合計で286㎡です。譲渡人は日田市石井町1丁目の〇で、譲受人は日田市石井町1丁目の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて農業を始めたいとのことでの申請です。場所が、石井小学校がございまして、そこから長者原団地の方へずっと進んでいった、この赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。赤く記しているところが申請地ですが、その北側、こちらが譲受人の方の自宅ということになります。こちらが字図、こちらが現況の写真です。奥に見える白い壁の家が譲受人の方のお宅です。

ページ変わりました2ページです。番号15、上津江町川原〇、地目は台帳・現況ともに畑、面積が122㎡です。譲渡人は、日田市上津江町の〇さんで、譲受人は日田市上津江町の〇さんです。管理が出来なくなったため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。場所が、上津江振興局からずっと進んでいった赤く丸をしているところです。こちらが航空写真です。以前、この赤の南側、線を引いている南側の部分は、非農地証明の申請が出てきたので、この写真に見覚えのある方もいらっしゃるかと思います。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この部分については、ニンニクなど作っていきたい、ということでご伺っております。

続いて16番です。天瀬町女子畑〇ほか4筆の計5筆です。地目は台帳・現況ともに田及び畑、面積が合計で3,724㎡です。こちらの案件は、親子間での贈与となっておりますので、既に親子と一緒に農業をしている土地の名前だけ子どもさんに変えたいというのが実際の内容でございます。譲渡人は日田市天瀬町の〇さん。譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。体調不良のため、後継ぎとなる同居人に贈与したい、譲り受けて、これまでどおり管理したいとのことでの申請です。場所の説明です。基本的には旧台小学校の近くに農地がございまして、あわせて少し離れた漆原集会所のところに2筆ございます。まず旧台小学校の近くの航空写真です。学校が画面の

左側の端にありまして、その東側に3筆ございます。このうち、○と○の字図。

それぞれの現況の写真です。もう一つの○の字図がこちらで、現況の写真です。このようになっております。いずれも、きれいに管理がされております。続いて東側にあった2筆です。○と○の航空写真がこちらとなっております。こちら字図です。まず、○の現地が、このようになっております。特に何かを作っているわけではないですが、草刈りをして管理がされておりました。○、このようになっております。

続いて17番です。大山町西大山○で、地目は台帳・現況ともに田、面積が655㎡です。譲渡人は日田市大山町の○さん、譲受人は日田市大山町の○さんです。後継者がいないので譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。場所が、松原ダムの北側にある赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになります。中央の赤く囲んでいるのが申請地です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。こちらは隣接地に譲受人の方の樹園地がございますので、その規模を拡大したいということでご伺っております。

続いて18番です。大字庄手○ほか2筆の計3筆で、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計で3,143㎡です。譲渡人は日田市中釣町の○さんで、譲受人は日田市中釣町の○さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。場所は、近くに聖陵ストリームさんがございます。その近く、赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。この後、現地の写真も御覧いただきますが、全体としてはこの航空写真の方が捉えやすいと思います。宅地などなどに囲まれた茶色の地面の色になっているところ。これが全部、今回の申請地です。こちらが字図です。南側の端からですね、撮ったものが、この現地の写真でございます。この写っている中に3筆あるのですが、境目が具体的にどこか、というのはよく分からないところでございますので、おおよそのところで破線で、筆の境に入れさせていただいております。

では、ページが変わりまして19番です。大字三和○ほか2筆の計3筆で、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計で1,111㎡です。譲渡人は日田市小迫町の○さんで、譲受人は日田市藤山町の○さんです。相続したものの耕作出来ないで譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。場所は、コカ・コーラボトラーズジャパンさんがあるところ、そのすぐ手前を左に入ってしまった赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。まず、南側の2筆がこのようになっております。このまま右を振り向いたところが○でございます。



続いて20番です。大字友田〇と〇、地目は台帳・現況それぞれ田と畑、面積が合計で1,183㎡です。譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市南友田町の〇さんです。場所が、一番近くにあるのはダイナム大分日田店さんです。西側に〇、東側に〇がございます。航空写真で見るとこのようになっております。まず、〇の字図がこのようになっておまして、現況はこのようになっております。もうひとつ〇の字図がこのようになっております。字図上も何となく窺えるのですが、道の横に三角形で、僅かに残ったところとございます。現地の様子はこのようになっておまして、大きくない面積ですけれども、しっかり管理されておりました。

続いて21番です。大字花月〇と〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が合計で405㎡です。譲渡人は日田市中心2丁目の〇さんで、譲受人は日田市市ノ瀬町の〇さんです。管理が出来なくなったため譲り渡したい、譲り受けて新規に就農したいとのことでの申請です。場所は、戸山中学校の北側に位置する赤く丸をしているところです。〇、これはもともとこの形の土地なんですけども、〇、これは今回の申請に合わせて、また用途に応じて分筆が既にされております。この後、5条申請と、一部、非農地証明の申請がございますので、ちょっと場所を記憶しておいていただければと思います。この3条の部分については、当然農地として使っていきたいという意向で伺っております。今申し上げた内容を字図上に落としたら、こういう風になります。黄色で囲んでいる部分、少し色が見にくいかもしれませんが、黄色で囲んでいる部分は、道からの進入路と、奥は家を建てて庭などにしたいということと伺っております。赤の部分は農地として使っていきたいということです。まず、〇ですね。道の左側にある三角形の土地が、このようになっております。もう一つ〇は、このようになっております。今、赤で囲んでいるこの部分は、農地として使っていき、その外のところは進入路と奥の方、ちょっと緑が残っていますが、この部分に家を建てていくということと伺っております。

続いて22番です。大山町西大山〇ほか2筆の計3筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が合計で942㎡です。譲渡人は大分市の〇さんで、譲受人は日田市町の〇さんです。遠方に居住しており、管理が出来ないため譲り渡したい、譲り受けて規模を拡大したいとのことでの申請です。場所が少し離れておりますが、奥日田温泉うめひびきさんが、この位置にございまして、その西側の赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが、〇と〇の航空写真です。こちらが同じ場所の字図で、それぞれの現地の様子です。最後の〇の航空写真と、字図と、現地の様子です。この木が柚子か何かの木でございまして、黒のシート

<p>調査委員 (財津政美)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>の向こう側は椎茸栽培しているところでしたので、農地として考えて問題ないと思っております。</p> <p>ページ捲っていただきまして、23番です。大字友田〇、地目は台帳・現況は畑、面積が491㎡です。譲渡人は日田市南友田町の〇さんで、譲受人は日田市北友田3丁目の〇さんです。管理が難しくなったため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したいとのことでの申請です。場所が、近くには株式会社川浪組さんがございます。入江の梨団地のところを上っていった赤く丸をしているところです。航空写真で見ると、このようになっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。この赤の線より奥の部分を、このまま管理し、柚子などをこのまま育てていくということです。また、この〇さんご自身が、農地を今のところ持っておりませんが、お父様が農地を持っておられまして、これまでも一緒に作業してきたということで伺っております。そのため新規で就農されるとか、という風には考えておりません。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から御意見をいただこうと思います。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題ないと思います。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについてです。農地法第3条につきましては、資料No.1の1ページから3ページまでとなっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査で該当しないことを確認出来ております。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。事務局の報告、または調査委員長の報告にあるように、許可という結論でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言をいただきたいと思っております。ありませんか。</p>
---	--

<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山推進委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>先月から下限面積が撤廃されたということの中で、今日の案件を見てもみますと、耕作ゼロとかいうのが、かなり出てきています。中には、一戸建て住宅に最適な面積のようなところもありますし、これを注視していかないと、登記の対象になってしまうんじゃないかという風に思います。したがって、事務局は大変でしょうが、三年三作という原則のもとに、追跡調査というのを、ぜひ、きちんとやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>文書をいただいた時に、農業委員会の中で考えたことを、誓約書というのを入れていただくようになっております。その中に、農地法に準ずるとか、そういう文言を入れていきたいと思いますので、追跡の方はしていくと思いますので、よろしくお願いします。何か他にございませんか。</p> <p>よろしいですか。無かったら、この件につきましては、別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。全員賛成ですので第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地の公売に係る買受適格証明（農地法第3条）発行の件2件でございます。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>議案7ページ、議案第2号、農地の公売に係る買受適格証明についてです。今月は2件申請がありました。こちら、あまり無い案件ですので、先に御説明いたしますと、税の滞納などで裁判所や税務署などが公売を行う際に、対象地が農地であれば、この買受適格証明を持って参加する必要があります。これは、農地の権利移動には、農地法の許可が必要なためで、その人が落札した場合に、農地法上の許可、今回は3条の買受適格証明ですので、3条許可を出せることを証明するものとなります。また、総会の議決後に証明を発行し、もし、この方が落札出来たら、総会の議決を得ることなく、3条許可書を発行するという流れになります。これは、今、申請書をいただいているんですが、その内容が3条申請と一緒になので、改めてそれを出していただいて総会で審議いただくという、ある意味、2回同じことをする必要が無いという考えのもとです。つまり、この証明の発行については、実質、3条許可を出すことと同じ基準で審査をすることになります。また、今回、同じ公売に対して、お二人が申請をされておりますが、この場でどちらかお一人を決めるというわけではなく、それぞれの方が3条の許可見込みが、有るか否かを御審議いただければと思います。</p> <p>それでは、それぞれ順に御説明いたします。まず番号1、大字高瀬〇、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,211㎡です。申請人は日田市高瀬本町の〇さんで、取得して、田として利用したいとのことでの申請です。場所の御説明です。高瀬小学校の北側、赤く丸をしているところです。先ほど申し上げたように、2番の案件も同じ場所についてでございます。航空写真で見るとこのようになっております。赤く示しておりますのが、今回の申請地です。土地の西側は、写真の様子とは、もうかなり変わっておりまして、道が、ギリギリのところまで来ている状況でございます。こちらが字図です。土地の筆の線が真っすぐになっているところ辺りまでが、道が実際来ているところです。こちらが現況の写真です。</p> <p>では、2番に移ります。場所などは同じでございますので、申請人の方以降を御説明いたします。申請人は福岡県太宰府市の〇さんです。取得して、畑として利用したいとのことでの申請です。この方は、議案書のとおり、今、所有されている農地がございませんので、新規ということになります。ということもございまして、会長・副会長と事務局で、先日、面談を一度行いまして、農地として、使うことの確認をしておりますし、当然、</p>
------------------------	---

<p>調査委員 (財津政美)</p>	<p>3条ですので、農地として利用することが大前提の申請であったり、その証明であったり、許可になるということは理解していただいております。 それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長から御意見をいただこうと思います。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題は無かったです。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、チェックシートについてです。議案第2号につきましては、チェックシート資料No.1の4ページでございます。こちら、審査項目3条許可にあたってと同じになっております。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査、また面談により該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。2件ですね買受適格証明発行の件でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言をいただきたいと思っております。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>横田委員、どうぞ。</p>
<p>3番 (横田秀喜)</p>	<p>3番 横田です。ちょっと現況写真を出してもらえますか。2名の方は、畑など農地として使うということなので、間違いないと思うんですけど、具体的に、取得出来たら何を植え付けるとか、そういう話はまだ聞いてないんでしょうか。一応、農地で三年三作ということ踏んでいくということで、理解してよろしいでしょうか。</p>

<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>はい。それぞれの方が取得後、何をするかについてです。  1番の方につきましては、実は、この写真の北側の田んぼを持っていらっしゃいますので、それを広げるというイメージ、つまりお米を作るということで伺っております。  2番の方につきましては、面談や、新規の方ですので営農計画書を出していただいております。その中では、トマトやカボチャといった、今の段階では、夏野菜のものを作っていくということで伺っております。また、三年三作のところについて、最近、取扱いを慎重にしなければならない、と国の方から言われておりますが、面談の際に、例えば3年ぐらいとかいうことで、どれぐらい作るか、具体的な数字出てきませんでした。当面の間は作るということで伺っておりますし、例えば、先ほど3条の方で、会長の方からありましたように、誓約書ないしは確約書をいただくことについても了解していただいておりますので、農地として使うことは、事務局としては、出来る限り確認をしているところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>答弁よろしいですか。ほかに何かございませんか。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>飯田委員、どうぞ。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>8番の飯田です。確認なんです。この見積価格についてですが、61万円という、競売の中でのしょうが、○さんの方は、水田が上にあると、○さんの方は無いということなんです。これはもうこの最低価格から高い方に、この3条許可が出れば、高い方に権利があるということではないんですか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>そうです。公売ですので、高い方です。</p>
<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>はい。分かりました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か、他にございませんか。無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、買受適格証明書発行の件でございますので、御承認いただけますでしょうか。御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして、8ページです。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。事務局は説明の方をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。では、私の方から、議案第3号、農地法第4条について説明いたします。今月は1件、申請が出ております。</p> <p>番号は6番。天瀬町五馬市〇と〇、地目は、2筆とも台帳は畑、現況は山林となっています。面積は、2筆合わせまして、915㎡の第2種農地です。申請人は、天瀬町の〇さんです。申請理由は、既に植林しているものの、許可を得ていなかったため、申請するものです。こちらは追認の案件となります。場所の説明をいたしません。こちら、赤い丸で囲んでおります。2ヶ所が対象の農地となっております。近くには、いつま小学校がございます。こちらが航空写真です。〇に続いて、こちらが〇の航空写真です。こちらが字図です。〇の字図となっております。こちらが〇の字図です。続きまして現況写真です。こちらは〇の現況となっております。続きまし</p>

<p>調査委員 (財津政美)</p>	<p>て、こちらが○の現況の写真です。第4条は、以上1件となります。        それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から御意見をいただこうと思います。よろしくお願ひ        します。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題は無いと思います。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、チェックシートにまいります。資料No.1の5ページから6ページに、        第4条のチェックシートがございます。各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、どの項目に        も該当しておりません。許可することに問題無いことを確認しております。以上になります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。事務局の議案説明と調査委員長の説明にあるように追認ということでございます。        皆さんの中で何かあれば、御発言いただきたいと思ひます。</p> <p>湯浅委員、よろしいですか。</p>
<p>9 番 (湯浅正徳)</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ございませんね。それでは、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項の各号        には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同いた        だける方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>



<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成でございますので、議案第3号は、原案どおり許可相当といたします。</p> <p>引き続きまして、9ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。私から農地法第5条について説明いたします。議案書は9ページになります。</p> <p>まず番号13番、大字石井〇、地目は台帳 田、現況 畑、面積は483㎡の第3種農地になります。譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は清水町の〇さんです。申請地を譲り受けまして、一般住宅として利用したいとのことです。場所の説明をいたします。こちら赤い丸で囲んでいるところが、対象の農地となっております。近くには石井小学校がございます。続きまして航空写真です。こちら赤で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。</p> <p>では続きまして、番号14番にまいります。対象農地は、南元町〇、地目は台帳・現況ともに畑となっております。面積は368㎡の第3種農地です。譲渡人は中央1丁目の〇さん、譲受人は田島1丁目の〇さんです。申請地を譲り受けて、一般住宅として利用したいとのことです。場所の説明にまいります。こちら赤い丸で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。近くには、イオン日田がございます。こちらが航空写真です。この赤で囲んでいる部分が対象の農地です。続いて、こちらが字図です。続きまして、こちらが現況の写真となっております。</p> <p>では、続きまして番号15番にまいります。10ページとなります。対象農地は大字花月〇、地目は台帳・現況ともに田となっております。面積は767㎡で、第2種農地です。譲渡人は中央2丁目の〇さん、譲受人は市ノ瀬町の〇さんです。申請地を譲り受けて、一般住宅として利用したいとのことです。こちら場所の説明をいたします。こちら赤い丸で囲んでいる部分が、対象の農地となっております。近くには戸山中学校がございます。続いて航空写真です。こちら赤で囲んでいる部分が、対象の農地です。先ほど、3条の方でお話ございました。黄色で囲んでいる部分が、3条の申請の部分となっております。続きまして、こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。</p>

<p>調査委員 (財津政美)</p> <p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>続きまして、番号16番です。対象農地は、大字石井〇と〇、地目は台帳・現況とともに田となっています。面積は2筆合わせまして982㎡で、第3種農地です。譲渡人は石井2丁目の〇さん、譲受人は石井1丁目の有限会社宏栄建設さんです。申請地を譲り受けて、宅地分譲用地5区画分として利用したいとのこと。こちら場所の説明をいたします。こちら赤で囲んでいる箇所が、対象の農地となります。続きまして、こちらが航空写真です。赤で囲んでおります2筆が、対象の農地となっております。続きまして、こちらが字図です。続きまして、こちらが現況の写真となっております。</p> <p>第5条は、以上4件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題無いと思っております。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートにまいります。資料のNo.1の7ページから8ページに第5条のチェックシートがあります。各項目に該当しないことが許可の条件となっておりますが、どの項目にも該当していません。許可することに問題無いことを確認しております。以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございました。事務局の説明、それから調査委員長の説明にあるように、問題が無いという意向でございます。皆さんの中で何かあれば、御発言いただきたいと思っております。ありませんか。無ければ、この4件につきまして、別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。御承認いただけますでしょうか。御賛同いただける方は、挙手をお願いいたします。</p>
--	--

<p>議 長 (石井照久)</p> <p>調査委員 (財津政美)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり、許可相当といたします。調査委員長は終了でございますので、一言お願いいたします。</p> <p>4月20日に現地調査をしましたが、事務局がよく現地を案内してくれまして、十分な現地調査が出来ましたこと、心からお礼申します。どうもありがとうございました。</p> <p>お疲れさまでございました。それでは、11ページ、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規14件、再設定13件、中間管理事業（一括方式）新規43件、中間管理事業（借賃の変更）15件、解約3件でございます。この中に、議事参与の方がおられますので、退出をお願いしたいと思います。14番 中島浩司委員、17番 原田文利委員、11番 河津裕治委員の3名の方は、申し訳ございませんが、退室をお願いしたいと思います。</p> <p>(中島浩司委員、原田文利委員、河津裕治委員 退席)</p> <p>それでは、3名の方の件を、先に審議したいと思います。14番 中島浩司委員の件です。28ページ No.138、29ページ No.139借手 有限会社中島農場。17番 原田文利の件です。29ページから45ページまでのNo.140からNo.172まで、46ページから53ページのNo.174から188の件です。それから11番の河津裕治委員の件です。46ページ No.173 借手 河津裕治委員でございます。この3名の方に対しましては、よろしいでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、決定いたしたいと思います。</p>
	<p>(中島浩司委員、原田文利委員、河津裕治委員 着席)</p>
	<p>それでは、残りの案件に対しまして協議したいと思います。それぞれの委員のエリアにおいて、御確認をお願いしたいと思います。問題があれば挙手をして、御発言願いたいと思います。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山委員、どうぞ。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。ちょうど農地利用最適化推進委員で、佐谷野委員が居ますが、132番からの6筆の件ですが、ちょっと借り賃が安く、10a当たり〇円ということですが、何か、よほど条件が悪いか何かか、説明ができればお願いしたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>これに対しては、中間管理の方でされたので、調べてからの回答でよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>すいません、推進委員の佐谷野委員、説明の方、出来ましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>推進委員 (佐谷野利幸)</p>	<p>私ごとで恐縮なんですけれども、実は、5年前の水害で、この部分は畑が流されまして、以前から、非常に山林に接した畑地で、非常に日照条件の悪い場所で、しかも荒廃していた農地でございました。昨年、整備が出来まして、作るにも、作る作物が、なかなか見つからないというような条件の中で、とりあえず、私個人が、居住している近くでございますので、維持管理をしていきたい。という理由で、こういう風な形をとらせていただきました。よろしくお願いたします。</p>
<p>17 番 (原田文利)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。原田委員、お願いたします。</p>
<p>17 番 (原田文利)</p>	<p>17番 原田です。先ほど、佐谷野推進委員が話しましたように、災害の後の圃場整備したところでは、単価的には、畑地で、日照条件が悪いことから反当〇円ということにしているのですが、まだ、圃場整備で仮地番しか受けてないんです。そういった中で、公社との契約上は、元地番の面積で取り交わし、換地して面積が減っているから、単価的にはバラバラになっているかと思えますけれども、要は、〇円で、今度は新しくなった面積で取り交わしているのですけれども、元の面積で割戻して、とりあえず、契約して欲しいとのことでして、新たに正式に換地が終わって、本地番がついた時には、借地料については、単価〇円ということに畑地の分には、そういう風になろうかと思えます。他のところも、そういったような状況で、大肥郷ふるさと農業振興会が借受けているところも、端数の付いた反当、何十何円までついている。実際は、1等地を、ちょっと説明すれば、1番いい圃場で反当〇円。2番目で〇円、〇円と、水田にランク付けして、畑地については、〇円、〇円、〇円というラ</p>

	<p>ンク付けで借受けをしてるところです。契約上はこういう風で、変な数字というか、バラバラの単価という状況で出ているところでございます。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>小山推進委員、よろしいですか。</p>
<p>推進委員 (小山一善)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>何か、他にございませんか。無ければ、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法及び第18条第3項の各号及び日田市基本構想の各要件を満たしていると考えます。御意見が無かったら、御承認いただけますでしょうか。よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして56ページです。議案第6号、現況証明書（非農地証明書）の発行について、5件でございます。事務局は説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>それでは、議案集56ページ、議案第6号 現況証明書の発行についてです。今月は5件申請が上がっております。まず15番、天瀬町桜竹の〇で、登記地目は畑、現況は山林、面積は2,138㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5「既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているもの」に該当するものです。場所ですが、天瀬振興局から喜楽苑さんに向けて、五馬方面にのぼる途中の、天ヶ瀬温泉カントリークラブさんの手前の集落付近に</p>

なります。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、こちらが字図になります。現在の状況は、このようになっております。

続いて16番、西有田〇で、登記地目は畑、現況は山林で、面積は347㎡。申請人は藤山町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4「森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当するものです。場所ですが、西有田のいいちこ日田蒸留所さんの裏手になります。航空写真で見ますと、このようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況は、このようになっております。

次に17番。友田〇です。登記地目は田、現況は雑種地。面積は745㎡です。申請人は北友田3丁目の〇さん。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2「農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地」に該当するものです。場所ですが、国道386号線を夜明の方へ、入江公民館や川浪組さんを通り過ぎた辺りになります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。現況はこのようになっておりますが、最近までクヌギが植林されていたことは確認出来ています。航空写真は、平成28年に撮影されたものですので、平成29年と令和2年の水害により、浸水の被害を受け、現在の状況になっております。

次に18番、花月〇と〇です。登記地目はどちらも田。現況は宅地と公衆用道路。面積は22㎡と 0.62㎡です。申請人は中央2丁目の〇さん。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5「既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているもの」に該当するものです。場所ですが、国道212号線から戸山中学校を通り過ぎた先の集落になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。こちらの方ですが、第3条と第5条の時に話が合った場所になります。現況は、このようになっており、もともとあった地番の〇を測量し直したところ、現況と誤差があったため、〇、〇を新たに筆を分け、地目を整理するための申請となります。

最後に19番、求来里〇で、登記地目は畑、現況は宅地、面積626㎡です。申請人は大阪府の〇さん。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するもので、発行基準2「農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地」に該当するものです。場所

<p>推進委員 (河津正徳)</p> <p>推進委員 (中嶋ひとみ)</p> <p>推進委員 (木藪一敏)</p>	<p>すが、求町公民館の南の集落の中になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。現況は、このようになっております。一部、畑が残っているように見えますが、家庭菜園の規模であるため、宅地であると判断しています。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区御担当の推進委員さんからの御意見をいただこうと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>中川地区推進委員の河津です。15番の案件ですが、先月19日に現地確認をしました。地元の人に判りやすく言えば福島地区というところですよ。そしたら地元の人はずぐ分かると思います。恐らく、合併前に植えられていたと思いますが、ヒノキが多分20何年か経っていると思います。現在、立派な森林になっておりますので、ぜひ非農地証明の発行をお願いいたしたいと思ひます。</p> <p>西有田地区の中嶋です。場所は、いいちこ日田蒸留所の裏側になるんですけども、立派な栗の木がありまして、真正面に見える。クヌギを伐れば生きるのではないかな、というような個人的な思ひは、ありまして、両サイドが物凄ひ荒れ地になって、蔦などが絡まっひいて、ここは比較的いつも草刈りはされていたんですけども、ちょっともったいないな、という気はするんですけど、両サイドとのスペース、広さのことを考えると、しょうがないのかな、という風に思っひております。よろしくお願ひします。</p> <p>光岡地区の担当の木藪です。この現地は、水害が起きるたびに浸かるところでありまして、皆さん方も、横の国道386号線を通る時に見ていただくと解りますけれども、もう、やめましたけど清廣建設や堀組、手島建設など、皆、高所式の事務所を建てています。いつも浸かるものですから、ここの許可書が出た時に植林はしたのですが、この写真の左側のところが、川浪組の所有地で、そこに家が建つ関係で、植林したけれども伐ったというようなことがありまして、今回、また新たに出てきましたので、こういう風な格好になりました。別に問題無ひと思ひます。</p>
---	--



<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>三花・小野担当の諫山です。18番の件ですが、確認に行きましたけど、どういう風に言えばいいのかというと、まず、この〇は明らかに見た限り測量ミスでなかろうかと。20年以上。それともう1ヶ所〇は、角も出入りが悪いので角を切ったみたいなのもう20年以上、こういう形でしてきているので、特に問題無いということで、思っております。</p>
<p>推進委員 (福井龍太郎)</p>	<p>三芳地区の福井です。19番です。現地は、求町の集落の中にあリまして、スライドのとおり、住宅が建っております、一部菜園と庭ということで、非農地の証明は、妥当であるという風に思っております。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございました。事務局からの説明は以上となります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。議案第6号、現況証明書の発行についてでございます。5件。この件に関しまして、何か御質問ある方は挙手をしていただきたいと思ひます。それでは、発行してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは現況証明書(非農地証明書)の発行をいたします。</p>
	<p>続きまして、議案第7号です。5月の調査委員の選任について。</p>
	<p>日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき、選任するものでございます。私の方から選任してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、選任したいと思います。5月の調査員です。11番 河津裕治委員、13番 財津満寿光委員、19番 高瀬義徳の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたしたいと思います。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>次は60ページ、報告第1号です。農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>(事務局から報告)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。ありがとうございます。その他 に入っていきたいと思います。事務局お願いいたします。</p> <p>(事務局から報告)</p> <p>(1) 大分県関係国会議員との意見交換会における要請事項報告(案)について (2) 5月現地調査 日 時 5月25日(木) 午前9時～ ※ 調査委員のみ</p> <p>(3) 5月調査委員会 日 時 5月30日(火) 午前9時～ ※ 会長、副会長、調査委員</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>(4) 5月定例総会 日 時 6月8日(木) 午後2時～ 会 場 7階 大会議室</p> <p>(5) 行事日程 5月22日(月) 常設審議委員会(大分市) ※会長 5月30日(火) 全国農業委員会会長会(東京都) ※ 会長・事務局長</p> <p>(6) その他 ・「4月分 農業委員会活動記録簿」の提出日 ・「4月 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日</p> <p>それでは、総会を終わります。</p>
-----------------------	--

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年6月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 5 番

署 名 委 員 1 5 番